

様

損失補償協議書

路線・河川名

事業名

箇所名

1 土地

土地の所在			公簿		取得(使用)する土地				備考
大字	字	地番	地目	地積 m <sup>2</sup> (坪)	現況 地目	地積 m <sup>2</sup> (坪)	単価 円/m <sup>2</sup> (円/坪)	土地代金 円	
土地合計								0	

2 補償

物件の所在地			補償内容			備考
大字	字	地番	補償項目	補償対象物件の種類・数量等	補償金額	
補償合計					0	

土地・補償金額合計	0
-----------	---

様式第1号

作成例  
令和 年 月 日

様

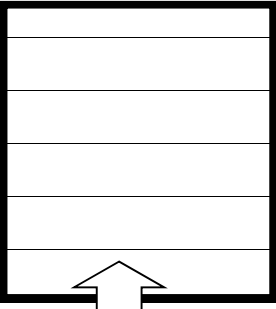
## 損失補償協議書

路線・河川名	一般県道 ○○○○線
事業名	△△△△△整備事業
箇所名	×××市□□□□地内

## 1 土地

土地の所在			公簿		取得(使用)する土地				備考
大字	字	地番	地目	地積 ㎡ (坪)	現況 地目	地積 ㎡ (坪)	単価 円/㎡ (円/坪)	土地代金 円	取得する土地の価格については、令和○年○月○日現在のものであり、実際の土地取得価格は、土地売買契約締結時点における土地価格に時点修正(土地価格の変動に即して修正)したものととなります。
●●●	▲▲	1	宅地	380.55 (115.11)	宅地	67.00 (20.26)	10,000 (33,070)	670,000	
●●●	▲▲	2	畑	620.00 (187.55)	畑	48.00 (14.52)	1,200 (3,966)	57,600	
				( )		( )	( )		
				( )		( )	( )		
				( )		( )	( )		
土地合計						( )		727,600	

## 2 補償

物件の所在地			補償内容			備考
大字	字	地番	補償項目	補償対象物件の種類・数量等	補償金額	補償金額は、令和○年○月○日現在のものであり、実際の補償金額は、補償契約締結時における補償単価(物価、人件費等の変動により補償単価が変動)により再度算定した額となります。
▲▲▲	第3地割	1-1	建物移転料		18,000,000	
			工作物移転料		1,700,000	
			立木補償		30,000	
			動産移転料		300,000	
			移転雑費		200,000	
				具体的な補償物件(構造含む)、 数量等、明記のこと。		
補償合計					20,230,000	

土地・補償金額合計 20,957,600





## 様式第4号

# 土地売買及び物件移転補償契約書

福島県が施行する 工事のために必要な土地の所有者 を甲とし、福島県を乙とし、次の条項により土地の売買及び物件の移転に関する契約を締結する。

(契約の目的)

**第1条** 甲は、別表第1に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に譲渡し、土地に質権、抵当権又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に存する別表第2に掲げる物件（以下「物件」という。）を乙の事業の支障とならない位置に移転するものとする。

(土地代金等)

**第2条** 乙が甲に支払う土地代金及び補償金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 土地代金 金
- (2) 物件の移転料及びその他通常受ける損失の補償金 金

2 土地代金は、地積に単価及び持分を乗じて1筆毎に算出した金額（円未満の端数は切り捨てる。）の合計額とする。

3 甲は、物件の移転料及びその他通常受ける損失について、第1項第2号の補償金以外は一切の補償の請求をしないものとする。

(土地の引渡期限等)

**第3条** 甲は、令和 年 月 日までに物件を移転し、かつ土地を乙に引き渡すものとする。この場合において、土地に第1条に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅（当該権利の登記の抹消も含む。以下本条において同じ。）させるものとする。

2 前項の権利の消滅に要する費用は、甲の負担とする。

3 甲は、土地に第1条に規定する権利以外の権利が設定されているときは、当該権利の消滅に協力するものとする。

(登記関係書類等の提出)

**第4条** 甲は、土地の所有権移転の登記をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類等を、直ちに乙に提出しなければならない。

(移転工事着手届等の提出)

**第5条** 甲は、移転工事に着手したとき（物件の撤去又は物件の移転等に関する工事を開始したときをいう。）

は、速やかに乙に移転工事着手届を提出するものとする。ただし、甲が第6条第4項に定める金額を乙に請求する場合に限るものとする。

2 甲は、第1条に規定する物件の移転工事が完了したときは、速やかに乙に移転工事完了届を提出しなければならない。

3 前2項の届け出は、乙が別に示す場合に限り、電話等の方法によりその内容を報告することで提出に代えることができるものとする。

4 乙は、前3項の届け出又は報告があったときは、その日から起算して5日以内に検査するものとする。

5 乙は、前項の検査が終了したときは、速やかに甲に対してその結果を通知するものとする。

(土地代金等の支払)

**第6条** 甲は、次の各号のすべてに該当するときは、第2条第1項第1号に規定する土地代金の70パーセント以内の前払金の支払いを請求することができる。

- (1) 第4条に規定により書類等を提出したこと。
- (2) 土地に第1条に規定する権利が設定されている場合は、当該権利の登記が抹消され、又は当該登記の権利者の当該登記を抹消することを承諾する旨を証する書面が乙に提出されたこと。

- (3) 土地に第1条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に同条に規定する物件以外の物件が存する場合においては、当該権利者又は物件所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立していること。
- (4) 土地に借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地に土地が含まれる場合においては、当該借家人又は当該配偶者居住権を有する者と乙との間に補償契約が成立していること。
- 2 甲は、第3条第1項の規定により土地を引き渡し、かつ、当該土地の所有権移転登記が完了したときは、第2条第1項第1号に規定する土地代金から前項の前払金を控除した金額を、乙に請求することができる。
- 3 甲は、移転工事着手前であっても、第2条第1項第2号に規定する補償金（以下「補償金」という。）の30パーセント以内の前払金の支払いを乙に請求することができる。
- 4 甲は、前条第1項の届け出又は同第3項による着手の報告後、同第4項の検査（以下「検査」という。）に合格したときは、第3条第1項に規定する移転期限前であっても、補償金の70パーセント以内の金額から前項の前払金を控除した金額を乙に請求することができる。
- 5 甲は、前条第2項の届け出又は同第3項による完了の報告後、同第4項の検査に合格したときは、補償金から前2項の請求により支払いを受けた金額を控除した金額を乙に請求することができる。
- 6 乙は、前5項の規定による請求があったときは、その日から起算してから30日以内に、それらの請求に係る金額を甲に支払うものとする。

（土地及び物件等の譲渡等の禁止）

**第7条** 甲は、この契約の締結後においては、土地を第三者に譲渡し、土地に所有権以外の権利を設定し若しくは工作物等を設置し、又は土地の形質の変更をしてはならない。

2 甲は、この契約の締結後においては、物件を第三者に譲渡し、物件に賃借権、抵当権その他所有権以外の権利を設定してはならない。

3 甲は、前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

（残留物件の処理）

**第8条** 第3条第1項に規定する期限後において、土地に物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

（契約不適合責任）

**第9条** 乙に引き渡された土地が、種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないものであるときは、甲の責任と負担において解決するものとする。ただし、甲が乙の求めに応じて解決しないときは、乙が甲に代わって負担できるものとし、その負担に要した費用を甲に請求するものとする。

（紛争の解決）

**第10条** この契約の内容又は履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲が責任をもって解決しなければならない。

（契約の解除）

**第11条** 乙は、次の各号の一に該当した場合は、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 甲が、第7条第1項及び同条第2項の規定に違反したとき。
- (3) 土地に第1条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に同条に規定する物件以外の物件が存する場合において、第3条第1項に規定する期限（以下「引渡期限」という。）までに当該権利者又は物件所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないとき。
- (4) 土地に借家人が居住する建物が存する場合又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地に土地が含まれる場合において、引渡期限までに当該借家人又は当該配偶者居住権を有する者と乙との間に補償契約が成立しないとき。

2 甲は、乙がこの契約を解除したときは、既に受領した土地代金又は補償金の額に、当該土地代金及び補償金を受領した日から返還する日までの日数に応じ年パーセントの利子を加算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を、速やかに乙に返還するものとする。

3 甲は、債務の不履行により、乙に損害を与えたときはその責を負うものとする。

（負担の帰属）

**第12条** この契約に貼付する収入印紙に要する費用及び土地の所有権移転登記に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 この土地の公租公課は、所有権移転登記完了後であっても、甲を義務者として課されるものは甲の負担とする。

（疑義等の決定）

**第13条** この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

**第14条** この契約について紛争が生じたときは、乙の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

Ⓜ

乙 住所

氏名 福島県

Ⓜ







様式第5号

土地売買契約書

福島県が施行する 工事のために必要な土地の所有者 を甲とし、福島県を乙とし、次の条項により土地の売買に関する契約を締結する。

(契約の目的)

**第1条** 甲は、甲の所有する下記に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に譲渡し、土地に質権、抵当権又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させるものとする。

(土地代金)

**第2条** 乙は、金 の土地代金を甲に支払うものとする。

2 土地代金は、地積に単価及び持分を乗じて1筆毎に算出した金額（円未満の端数は切り捨てる。）の合計額とする。

(土地の引渡期限等)

**第3条** 甲は、土地を乙に 令和 年 月 日 までに引き渡すものとする。この場合において、土地に第1条に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ当該権利を消滅（当該権利の登記の抹消を含む。以下本条において同じ。）させるものとする。

2 前項の権利の消滅に要する費用は、甲の負担とする。

3 甲は、土地に第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、当該権利の消滅に協力するものとする。

(登記関係書類等の提出)

**第4条** 甲は、土地の所有権移転の登記をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類等を、直ちに乙に提出しなければならない。

(土地代金の支払)

**第5条** 甲は、次の各号のすべてに該当するときは、第2条第1項に規定する土地代金の70パーセント以内の前払金の支払いを請求することができる。

(1) 前条に規定により書類等を提出したこと。

(2) 土地に第1条に規定する権利が設定されている場合は、当該権利の登記が抹消され、又は当該登記の権利者の当該登記を抹消することを承諾する旨を証する書面が乙に提出されたこと。

(3) 土地に第1条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件が存する場合においては、当該権利者又は物件所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立していること。

(4) 土地に借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住する建物が存する場合又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地に土地が含まれる場合においては、当該借家人と又は当該配偶者居住権を有する者と乙との間に補償契約が成立していること。

2 甲は、第3条第1項の規定により乙に土地を引き渡し、かつ、当該土地の所有権移転登記が完了したときは、第2条第1項に規定する土地代金から前項の前払金を控除した金額を乙に請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、その日から起算してから30日以内に、それらの請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

**第6条** 甲は、この契約の締結後においては、土地を第三者に譲渡し、土地に所有権以外の権利を設定し若しくは工作物等を設置し、又は土地の形質の変更をしてはならない。

2 甲は、前項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

(契約不適合責任)

**第7条** 乙に引き渡された土地が、種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないものであるときは、甲の責任と負担において解決するものとする。ただし、甲が乙の求めに応じて解決しないときは、乙が甲に代わって負担できるものとし、その負担に要した費用を甲に請求するものとする。

(紛争の解決)

**第8条** この契約の内容又は履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲は責任をもって解決しなければならない。

(契約の解除)

**第9条** 乙は、次の各号の一に該当した場合は、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲が、この契約に定める義務を履行しないとき。
  - (2) 甲が、第6条第1項の規定に違反したとき。
  - (3) 土地に第1条に規定する権利以外の権利が設定されている場合、又は土地に物件が存する場合において、第3条第1項に規定する期限（以下「引渡期限」という。）までに当該権利者又は物件所有者と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないとき。
  - (4) 土地に借家人が居住する建物が存する場合又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地に土地が含まれる場合において、引渡期限までに当該借家人又は当該配偶者居住権を有する者と乙との間に補償契約が成立しないとき。
- 2 甲は、乙がこの契約を解除したときは、既に受領した土地代金の額に受領した日から返還する日までの日数に応じ年パーセントの利子を加算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を、速やかに返還するものとする。
- 3 甲は、債務の不履行により、乙に損害を与えたときはその責を負うものとする。

(負担の帰属)

**第10条** この契約に貼付する収入印紙に要する費用及び所有権移転登記に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 この土地の公租公課は、所有権移転登記完了後であっても、甲を義務者として課されるものは甲の負担とする。

(疑義等の決定)

**第11条** この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

**第12条** この契約について紛争が生じたときは、乙の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

Ⓜ

乙 住所

氏名 福島県

Ⓜ



## 物件移転補償契約書

福島県が施行する 工事のために必要な土地に存する物件について、所有者 を甲とし、福島県を乙とし、次の条項により物件移転に関する補償契約を締結する。

(契約の目的)

**第1条** 甲は、別表第1に掲げる土地（以下「土地」という。）に存する別表第2に掲げる物件（以下「物件」という。）を 令和 年 月 日 までに乙の事業の支障とならない位置に移転するものとする。

(契約金額)

**第2条** 乙は、物件の移転料及びその他通常受ける損失の補償として、金 を甲に支払うものとする。

2 甲は、前項の補償金以外は、この物件の移転料、その他通常受ける損失について一切の補償の請求はしないものとする。

(書類の提出)

**第3条** 甲は、乙が必要な関係書類の提出を求めたときは、直ちに乙に提出しなければならない。

(移転工事着手届等の提出)

**第4条** 甲は、移転工事に着手したとき（物件の撤去又は物件の移転等に関する工事を開始したときをいう。）は、速やかに乙に移転工事着手届を提出するものとする。ただし、甲が次条第2項に定める金額を乙に請求する場合に限るものとする。

2 甲は、第1条に規定する義務を履行したときは、速やかに乙に移転工事完了届を提出しなければならない。

3 前2項の届け出は、乙が別に示す場合に限り、電話等の方法によりその内容を報告することで提出に代えることができるものとする。

4 乙は、前3項の届け出又は報告があったときは、その日から起算して5日以内に検査するものとする。

5 乙は、前項の検査が終了したときは、速やかに甲に対してその結果を通知するものとする。

(補償金の支払)

**第5条** 甲は、移転工事着手前であっても、第2条に規定する損失補償金（以下「補償金」という。）の30パーセント以内の前払金の支払いを乙に請求することができる。

2 甲は、前条第1項の届け出又は同第3項による着手の報告後、同第4項の検査（以下「検査」という。）に合格したときは、第1条に規定する移転期限前であっても、補償金の70パーセント以内の金額から前項の前払金を控除した金額を乙に請求することができる。

3 甲は、前条第2項の届け出又は同第3項による完了の報告後、同第4項の検査に合格したときは、補償金から前2項の請求により支払いを受けた金額を控除した金額を乙に請求することができる。

4 乙は、前3項の規定による請求があったときは、その日から起算してから30日以内に、それらの請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(物件の譲渡等の禁止)

**第6条** 甲は、この契約の締結後においては、物件を第三者に譲渡し、又は物件に賃借権、抵当権その他所有権以外の権利を設定してはならない。

2 甲は、前項の規定に違反し乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

(残留物件の処理)

**第7条** 第1条に規定する期限後において、土地に物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

(紛争の解決)

**第8条** この契約の内容又は履行に関し、関係者から異議の申出があったときは、甲が責任をもって解決しなければならない。

(契約の解除)

**第9条** 乙は、次の各号の一に該当した場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 甲が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲が、第6条第1項の規定に違反したとき。

(3) 物件に借家人（借間人を含む。以下同じ。）が居住している場合又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地に土地が含まれる場合において、第1条に規定する期限までに当該借家人又は当該配偶者居住権を有する者と乙との間に補償契約が成立しないとき。

2 乙がこの契約を解除したときは、甲は既に受領した補償金の額に、当該補償金を受領した日から返還する日までの日数に応じ年パーセントの利子を加算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を、速やかに乙に返還するものとする。

3 甲は、債務の不履行により、乙に損害を与えたときはその責を負うものとする。

(疑義等の決定)

**第10条** この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

**第11条** この契約について紛争が生じたときは、乙の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。  
この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

氏 名 福島県

Ⓜ









# 用地補償総合技術業務協議書

年 月 日 ( 曜日)	主任監督員	監督員
協議事項		
業務の内容	処理方針	期間
上記について承諾しました。  年 月 日	主任技術者	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

## 公共用地交渉等記録簿

交渉場所				
交渉年月日	年 月 日 ( )	時間	自	至
出席者	説明者			
	相手方			
交渉内容及び質疑				
特記事項				
主任監督員	監督員	主任技術者	担当技術者	業務従事者

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

## 移転履行状況等確認報告書

整理番号		作成年月日	年 月 日	作成者															
契約内容の表示	被 補 償 者	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 土地所有者兼物件所有者																	
	関 係 人	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 根抵当権者（土地）																	
		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇 物件所有者（物件）																	
		県 市																	
	対象地提供者	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇																	
	契約年月日	年 月 日	履行期限	令和 年 月 日															
移転履行状況の確認	確認年月日	年 月 日	確認時の状況																
	移転予定日	年 月 日	行程変更の有無																
	確認者																		
	相手方																		
	移転履行状況等の確認内容																		
移転計画 工程表	工程	期間	年度										年度						
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
	契約締結																		
	移転計画(予定)																		
	移転履行確認	建築確認申請																	
		造成工事																	
		建築工事																	
		移転撤去																	
	主任監督員	監督員		主任技術者			担当技術者			業務従事者									

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。





様式第12-2号

特定個人情報管理状況報告書

請負業務の名称

連番	対象者氏名	取得情報		特定個人情報に関する責任者	特定個人情報に関する業務従事者	発注者への送付情報		保存期間	保存場所	備考
		受領日	確認書類			送付日	送付方法			
1		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
2		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
3		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
4		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
5		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
6		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
7		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
8		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
9		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				
10		受領日				送付日				
		確認書類				送付方法				

# 貸与品引渡通知書

年 月 日

様

住 所

氏 名

下記のとおり貸与品を引渡します。

業 務 名				契約年月日	年 月 日	
品 目	規 格	単 位	数 量			備 考
			前回まで	今 回	累 計	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。



# 貸与品受領書

年 月 日

様

受注者住所

氏名

主任技術者

下記のとおり貸与品を受領しました。

業務名			契約年月日			年 月 日
品目	規格	単位	数量			備考
			前回まで	今回	累計	
						月 日から 月 日までの 今回受領分

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

# 貸与品返納書

年 月 日

様

受注者住所

氏名

主任技術者

下記のとおり貸与品を返納します。

業務名				契約年月日		年 月 日
	品目	規格	単位	数量		
前回まで				今回	累計	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第16号

表

第	号			
		身分証明書		
受注者	住所			
	名称			
	役職及び氏名			
上記の者は、〇〇〇〇〇委託契約に基づき、用地補償総合技術業務を行う者であることを証明する。				
有効期限	自	年	月	日
	至	年	月	日
発行日		年	月	日
発行者	住所			
	(事務所長)	⑩		

裏

- 1 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
- 2 有効期限を経過したとき、又は〇〇〇〇〇委託契約が解除されたとき等不用となったときただちに返還すること。
- 3 役職、氏名に変更があったとき、又は受注者の住所・名称に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第17号

年 月 日

様

受注者 住所

氏名

## 主任技術者(担当技術者)(業務従事者)通知書

委託業務の名称 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで締結した契約の上記業務の主任技術者(担当技術者)(業務従事者)を下記の者に定めましたので、別紙経歴書を添えて届けます。

記

主任技術者(担当技術者)(業務従事者)

〇〇〇〇

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

(注) この様式は、主任技術者、担当技術者及び業務従事者の共通様式とするが各人毎に作成のこと。

別紙

## 主任技術者(担当技術者)(業務従事者)経歴書

1. 氏名及び生年月日
  
2. 現 住 所
  
3. 法令による免許等  
〔以下列記〕  
年 月 日 取得
  
4. 職 歴  
〔以下列記〕  
年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

(注) 職歴については下記のとおりとする。

- ・主任技術者にあつては、仕様書第5条第5項第1号ないし第2号に該当する場合にのみ、累計年数分の経歴を全て記載する。
- ・担当技術者にあつては、仕様書第6条第3項第1号ないし第2号に該当する場合にのみ、累計年数分の経歴を全て記載する。
- ・業務従事者にあつては、仕様書第7条第3項の累計年数分の経歴を全て記載する。